平成２９年（フ）第２０号
熊本市北区清水新地５丁目12番１―522号
債務者　髙野　　優
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５１号
熊本市中央区京町２丁目14番16―402号、前住所熊本市中央区本荘５丁目１番５―503号　坂井ビル
債務者　松木　　豪
1　決定年月日時　平成29年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０号
鹿児島県日置市日吉町日置5943番地７
債務者　津波　静佳
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５７号
鹿児島県奄美市名瀬古田町４番22号
債務者　渡　　梅子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第２号
鹿児島県奄美市名瀬石橋町５―13、住民票上の住所鹿児島県奄美市名瀬小浜町27番８―201号
債務者　上野　康夫
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第４号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町３番地13
債務者　赤木美智代
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第３号
青森県八戸市大字中居林字道合19番地５
債務者　石鉢　好子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第７号
岐阜県美濃加茂市中富町１丁目７番24号　ファミールヒビノ102
債務者　青山　妙子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第３号
三重県三重郡朝日町大字縄生1759番地１　エバーハイツ栗田　１Ｄ
債務者　山口　裕一
1　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１１５４号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地６―306、前住所京都市左京区一乗寺払殿町48番地　コーポ吉沢408
債務者　椙本　千春
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５５号
京都市南区吉祥院仁木ノ森町55番地　ル・シオン513号
債務者　柴田　　誠
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１７４号
京都市下京区西七条名倉町18番地　西七条団地１棟303号
債務者　岩田德三こと　ＣＨＯＩ　ＤＵＫ　ＳＡＭ　崔　　德三
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
京都市右京区嵯峨天龍寺立石町６番地３―206
債務者　遠藤まゆ子こと浅井まゆ子こと　許　惠子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
京都市右京区嵯峨朝日町６番地
債務者　山口　博行
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
京都市右京区梅津石灘町49番地　シャトープレザンス501号
債務者　キョクトウクリーニングこと　松本　文子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
京都府木津川市相楽台２丁目６番地１、前住所京都府宇治市莵道谷下り22番地の１　ラポート小林307号
債務者　脇田由里絵
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
京都市右京区鳴滝般若寺町17番地18
債務者　田辺　和子
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係